

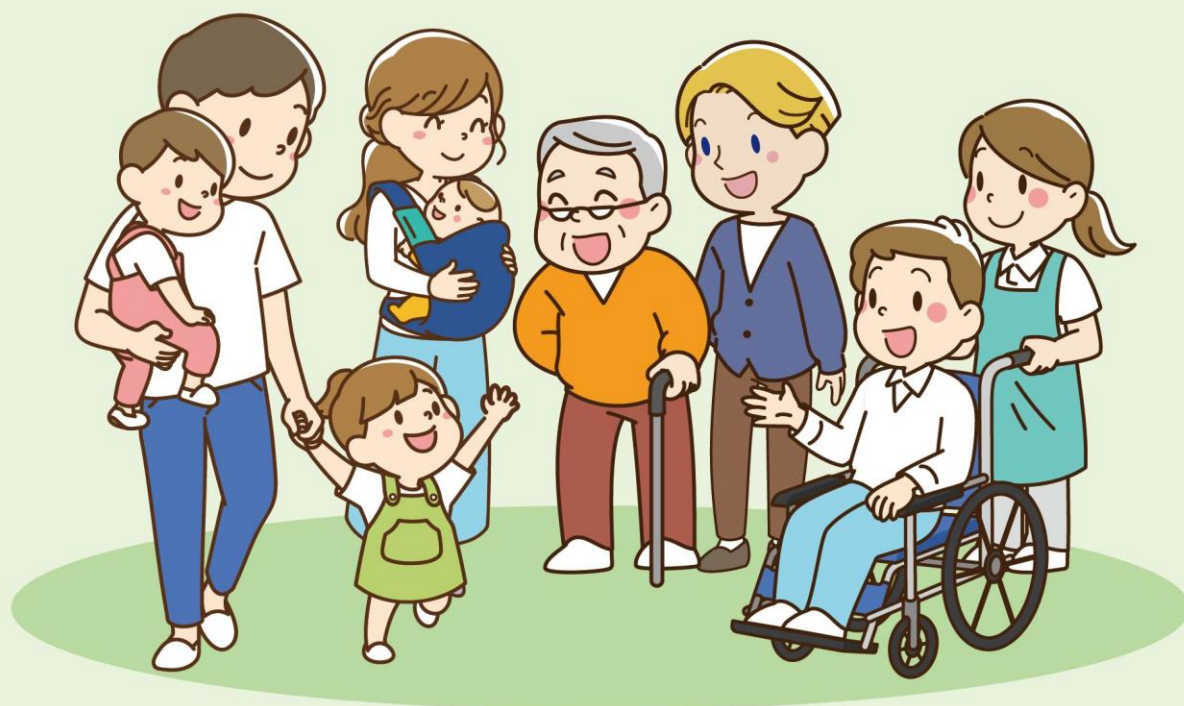
第5期 八百津町地域福祉（活動）計画

（2024年度（令和6年度）▶2028年度（令和10年度））

概要版



やさしい気持ち
おもいやりの気持ちで
つながるまち



令和6年3月
八百津町

計画策定の趣旨

本町では、「八百津町総合計画」において、「地域福祉活動の推進」、「町民主体の福祉づくり」を目指して、施策を推進してきました。

この度、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指し、地域福祉を推進する「第5期八百津町地域福祉（活動）計画」を策定します。

計画の位置づけ

本計画は、八百津町第5次総合計画の分野別計画として位置づけられており、地域福祉を推進する観点から、高齢者、障がい者、子ども（子育て支援）等の分野別計画を内包した総合的な計画となります。

防犯や防災、まちづくりや人権、男女共同参画など、地域福祉の推進において関連がある分野との連携も図ります。

基本理念

少子高齢化や人口減少が進む中、社会的孤立、ヤングケアラーなどといった様々な分野の課題が入り組んで複雑化しており、共働き世帯の増加や高齢化などにより、地域における様々な活動や支援の担い手の確保が難しくなっています。これらの課題に取り組むためには、地域福祉の主役である住民が、自分の地域の問題を自らのことと捉え、積極的に地域福祉活動に参加する必要があります。

本計画では、国や県が示す地域共生社会の方針を踏まえながら、八百津町の地域の特性を踏まえ、住み慣れた地域で個人が尊重され、いきいきと暮らせるよう「やさしい気持ち おもいやりの気持ちで つながるまち」を進めるという第4期計画の基本理念を継承し、さらなる地域福祉の発展と充実を目指します。

〔計画の基本理念〕



やさしい気持ち



おもいやりの気持ちで



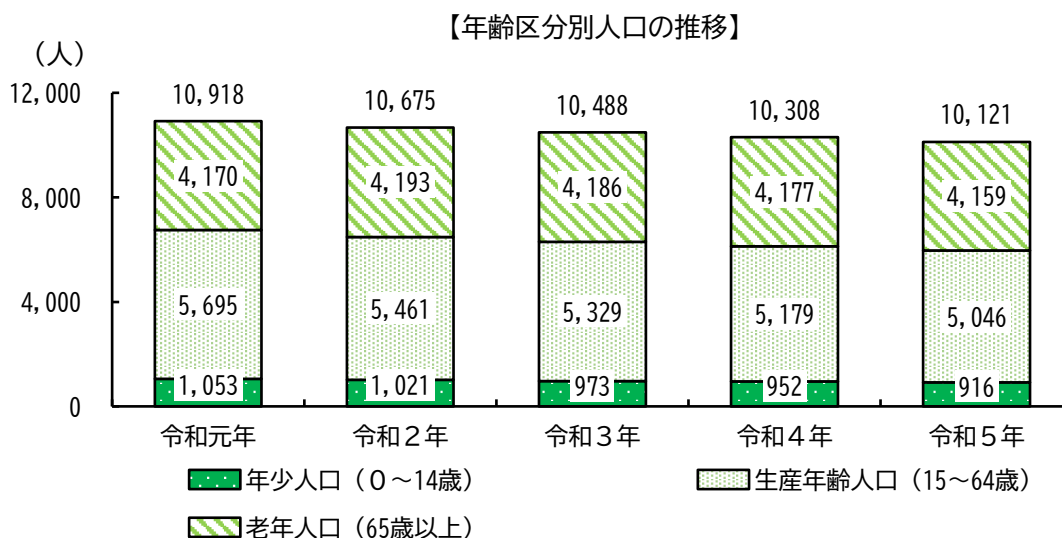
つながるまち

八百津町の現状

年齢区分別人口の推移

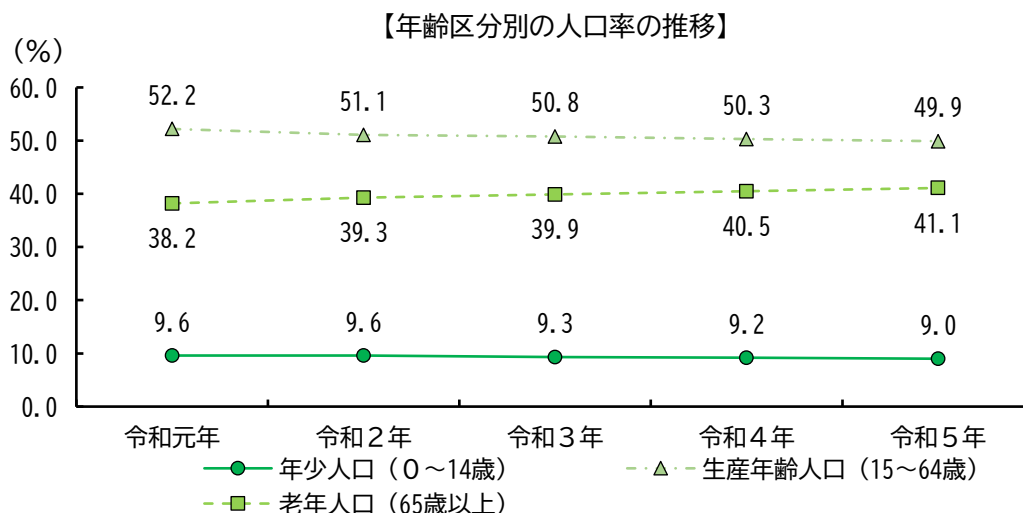
本町の総人口は、年々減少しており、令和5年には10,121人となっています。

年齢別でみると、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口は減少傾向にあります。一方で、65歳以上の老年人口は横ばい傾向にあり、令和5年9月30日現在では、4,159人となっています。



年少人口率・生産年齢人口率・老年人口率の推移

令和元年から令和5年までの年齢区分別の人口率の推移をみると、令和5年における年少人口率は9.0%、生産年齢人口は49.9%とどちらも減少傾向にあります。老年人口をみると、令和5年は令和元年に比べ2.9ポイント増の41.1%と、全人口の3分の1以上の割合となっています。



計画の基本目標

基本目標１ 住民誰もが地域の問題に主体的に参加する福祉のまちづくり

地域福祉を推進する上で、一人ひとりが支え合い・助け合いの意識を持ち、身近な地域で起きている問題に対し自ら参画し、解決につなげていくことが必要です。そこで、福祉教育や地域での交流を促進することで、住民の福祉意識を醸成するとともに、地域福祉を担う人材の育成と地域活動・ボランティア活動を充実させ、みんなの力で支え合う地域づくりに取り組みます。

【基本施策】

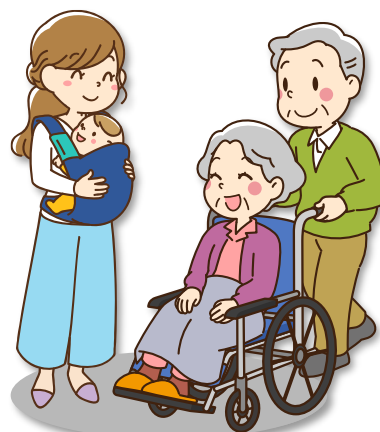
- | | |
|-----------------|---------------------|
| (1) 福祉教育の促進 | (2) 地域での交流の促進 |
| (3) 住民助け合い活動の促進 | (4) 当事者の組織化推進と活動の支援 |
| (5) 地域福祉の担い手づくり | |

基本目標２ 住民誰もが暮らしの問題を相談できる仕組みづくり

支援を必要としている人に支援が行き届くよう、福祉に関する情報提供をはじめ、「断らない相談支援」に取り組み、円滑に専門的な相談機関へつながる仕組みづくりを構築します。

【基本施策】

- | | |
|------------------|---------------|
| (1) 相談・情報提供体制の確立 | (2) 権利擁護体制の推進 |
|------------------|---------------|



基本目標3 地域福祉推進のための体制づくり

「支え手」「受け手」という関係を超えて、支えあい活動をする基盤を整備するため、活動場所の確保や情報発信の支援など地域で活動する人や団体等に対する活動支援を充実し、協働による支えあいの体制づくりを進めます。

【基本施策】

- | | |
|---------------------|--------------------|
| (1) 地域福祉を担う団体の支援 | (2) 八百津町社会福祉協議会の強化 |
| (3) 福祉サービスの充実及び質の向上 | (4) 役場庁内の連携促進 |

基本目標4 住民誰もが安心して暮らせる環境づくり

誰もが地域で安全・安心に暮らせるよう、住民同士がコミュニケーションを図り、地域での助け合いや見守りの活動に積極的に取り組むことで、みんなで支えあう地域づくりを進めます。

また、町と多様な主体のネットワーク化を進め、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を進めます。

さらに、地域の防災・防犯体制の整備や、生活困窮世帯の早期発見と支援、権利擁護の充実を図ります。

【基本施策】

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| (1) 外出・移動、居住支援の充実 | (2) 災害時や緊急時の支援体制の充実 |
| (3) 防犯活動の推進 | (4) 生活に困難を抱える人への重層的支援 |



成年後見制度利用促進計画の概要

趣旨

成年後見制度は、自分ひとりで判断することが難しい人について、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が、財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

本町においては、令和3年3月に八百津町成年後見制度利用促進計画を策定しましたが、今後も認知症高齢者や精神障がい者等の増加、家族のあり方の変化等を背景に、成年後見制度の利用の更なる増加が見込まれることから、支援を必要とする人が適切に成年後見制度につながり、その人の権利が守られる地域づくりを目指し、八百津町成年後見制度利用促進基本計画（第2期）を策定します。

また、多様な分野・主体の連携・協力を進める観点から地域福祉（活動）計画と一体的に策定します。

基本目標

権利を擁護するために支援が必要な人を適切に制度につなげるため、特にすべての町民や支援者等に対する制度の周知・啓発を推進し、成年後見制度の利用促進に向けた基本目標を「誰もが制度を知っていて、どこに相談するかがわかる仕組みづくり」とします。

施策の展開

（１）誰もが安心して暮らせる、おもしろいある仕組みづくり

- ① 支援の必要な人への早期対応につながる相談支援の充実
- ② 利用者に寄り添った制度の運用

（２）地域で支える体制の構築・活用

- ① 可茂圏域における広域連携の強化
- ② 多様な主体による権利擁護支援の体制づくり

（３）誰もが制度を身近に感じられる運用

- ① 成年後見制度・権利擁護支援に関する啓発の推進
- ② 支援者の資質向上



再犯防止推進計画の概要

趣旨

国においては、犯罪をした人の円滑な社会復帰を促進することによる再犯の防止が犯罪対策において重要であることを鑑み、平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）を施行し、市町村に、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた施策を実施する責務を規定するとともに、地方再犯防止推進計画の策定を努力義務として規定しました。

こうした国の動向を受け、本町においても「八百津町再犯防止推進計画」を策定し、罪を犯した人が地域で孤立することなく、円滑に社会復帰するための支援を推進することで、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

また、再犯防止推進計画は、地域福祉（活動）計画の基本理念である「やさしい気持ち おもいやりの気持ちで つながるまち」に寄与することから、一体的に策定します。

基本の方針

本町では、再犯防止推進法第3条に規定される基本理念及び岐阜県再犯防止推進計画に掲げられる国の重点課題並びに県の主な取組内容を踏まえ、犯罪をした者等が地域社会の一員として円滑に社会に復帰することができるよう、関係機関・民間協力者等と連携し、必要な支援の実施や理解促進のための広報・啓発活動に取り組みます。

具体的施策

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1) 支援機関の連携強化 | (2) 支援制度の活用促進 |
| (3) 支援協力者の確保・支援 | (4) 広報・啓発活動の促進 |



計画の成果目標

項目	現状値	目標値 令和10年度
ボランティア活動に参加している人の割合	10.8%	15%
福祉に関する情報について<入ってくる>（「かなり入ってきている」と「ある程度入ってきている」の合計）と回答した人の割合	28.3%	50%
福祉サービス全体の質の向上に<満足>（「満足」と「やや満足」の合計）と回答した人の割合	12.0%	20%
近所に、悩みを相談したり、助け合ったりできる人がいると回答した人の割合	37.1%	50%
ボランティアセンターの認知度	39.2%	60%

計画の推進体制と評価

本計画の推進を図るため、地域住民、住民団体、事業者、社会福祉協議会および行政との協働のもと推進体制を整備し、成果目標や各事業の実施状況等を定期的に保健福祉推進協議会で把握・評価しながら改善・見直しを行います。

さらに、広報紙やホームページ、各種イベント等を通じて、本計画の普及・啓発を行い、地域福祉の推進に向けた意識の高揚を図ります。



第5期八百津町地域福祉（活動）計画【概要版】

2024年（令和6年）3月

発行	八百津町 〒505-0392 岐阜県加茂郡八百津町八百津 3903 番地2 TEL：0574-43-2111（代表）
編集	八百津町健康福祉課 八百津町社会福祉協議会